

人材紹介業務委託契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という）とスターマイン株式会社（以下「乙」という）とは、甲が求める人材を紹介する業務について、人材紹介業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（本契約の趣旨）甲は、乙に対し、甲の求人案件に基づき求職者を紹介する業務及びこれに付随する業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（労働条件の明示）甲は、乙に対して個別求人案件を依頼するに際し、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人条件を明示する文書（以下「求人票」という。）を書面またはメール等で明示するものとする。

第3条（紹介手数料）

1. 前条の求人案件の依頼に基づき乙が紹介した求職者が、乙が当該求職者を紹介した日から12ヶ月以内に甲に入社した場合には、甲は、乙に対し、その紹介手数料を支払う。
2. 前項の紹介手数料は、当該求職者の想定年収（年俸額及び固定的に支払われる手当の合計金額とする。但し、通勤手当を除く。）の35%（税別）とする。
3. 乙は、求職者の甲への入社日以降速やかに本条に定める紹介手数料を請求し、甲は同請求金額を入社月の翌月末までに銀行振込により乙に支払うものとする。なお、支払日が指定銀行の休業日の場合は、前営業日までに振り込むものとする。また、振込手数料は甲の負担とする。
4. 甲により採用された求職者が、当該求職者の自己都合により退職した場合又は当該求職者の責めに帰すべき理由により甲に解雇された場合、乙は、甲に対して次の割合により紹介手数料を返還するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
 - ① 入社後1ヶ月未満の退職の場合：紹介手数料の80%
 - ② 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の退職の場合：紹介手数料の50%
 - ③ 入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の退職の場合：紹介手数料の10%

第4条（通知・協力義務）

1. 乙は、求職者にかかる情報に関し、選考に影響を及ぼすと考えられる過誤や詐称等があることその他重大な事実が存在することが判明した場合には、速やかに書面又はメールで甲に通知するものとする。
2. 甲は、乙が紹介した求職者について採用するか否かを決定した場合には、乙に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
3. 甲は、乙が求職者を紹介した後に当該求職者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介を優先して取り扱うものとする。
4. 甲は、乙が紹介した求職者が甲以外の企業の求人に応募する場合があることを予め承諾する。

第5条（候補者との連絡）

1. 甲は、乙の了解を得ずに、乙が紹介した求職者と直接連絡を取らないこととする。但し、当該求職者の甲への入社が決定した場合は、この限りではない。
2. 乙は、甲が採用した求職者に対し、当該求職者が甲に入社した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないものとする。但し、当該求職者が自らの意思で乙に斡旋を申し込み、乙がこれを受け付けた場合は、この限りではない。

第6条（個人情報の取扱い等）

1. 乙は、甲が求職者を選考するにあたって必要と認められる限度において、求職者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という。）を甲に対して開示又は提供する。
2. 甲は、前項に基づき提供された個人情報を、秘密として厳重に管理し、求職者の選考の目的の範囲でのみこれを利用しなければならない。

第7条（秘密保持義務）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約に関連して相手方より開示又は提供された一切の情報をいう（本契約締結時点で既に開示又は提供された情報を含む。以下、秘密情報を開示した当事者を「開示者」といい、秘密情報の開示を受けた当事者を「被開示者」という）。但し、開示された情報が、以下のいずれかに該当することを被開示者が証明できる場合は、当該情報は秘密情報に含まれないものとする。
 - ① 開示を受けた際に既に公知であった情報
 - ② 被開示者の責めに帰すべからざる事由により開示後公知となった情報
 - ③ 開示者から被開示者が開示を受ける以前に、被開示者が既に知得していた情報
 - ④ 開示者に対して負担する秘密保持義務に違反することなく、正当な権限を有する第三者から被開示者が知得した情報
 - ⑤ 被開示者が開示者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 被開示者は、秘密情報について、本契約の目的以外の目的で使用してはならず、第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。但し、開示者の事前の書面による承諾があった場合はこの限りではない。
4. 前項にかかわらず、乙は、求人票その他の甲から開示された秘密情報を求職者に対して開示することができる。但し、甲が求職者に対して開示することを希望しない旨を事前に指定した秘密情報についてはこの限りではない。
5. 被開示者は、秘密情報について、善良なる管理者の注意をもって管理・保持する義務を負う。
6. 被開示者は、秘密情報の漏洩、紛失、盗難及び不正使用等の事故が発生した場合、又は同事故発生の可能性を認識した場合には、直ちにその旨を開示者に報告するとともに、事故発生の原因及び経緯等を自ら調査し、また、開示者が行う調査に協力しなければならない。

第8条（法令遵守）

甲及び乙は、求職者の採用及び雇用、又は本契約に基づく委託業務を遂行するにあたり、労働基準法、労働契約法、職業安定法その他法令等の定める求人者又は職業紹介事業者の義務を遵守しなければならない。

第9条（中途解約） 甲は、書面又はメールで乙に通知することにより、本契約をいつでも解約することができる。なお、乙が既に紹介していた求職者にかかる選考については、本契約の各条項は、本条に基づく解約にかかわらずなお効力を有するものとする。

第10条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反したときは、相当の期間を定めて催告した上で、本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。
 - ① 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
 - ② その所有する財産につき、第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ③ 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - ④ 支払不能に陥ったとき
3. 本条に基づき本契約を解除した当事者は、本契約を解除した時点で既に発生している債務を除き、本契約に基づく相手方に対する一切の債務を免れるものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当せず、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

- ② 自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当し、若しくはそれらの者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 反社会的勢力との間で資金関係、取引関係、便宜を供与する関係を有すること
2. 甲及び乙は、相手方が前項の表明及び確約に違反した場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。この場合において、本契約を解除した当事者は、本契約に基づく相手方に対する一切の債務を免れるものとし、また、本契約を解除された当事者は、相手方に対して損害賠償その他の一切の請求をすることができないものとする。

第12条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲及び乙いずれからも書面による別段の申し出がないときは、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、第3条、第7条及び第14条の規定は、本契約終了後も2年間有効とする。

第13条（協議） 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の解釈上疑義が生じた事項については、信義則及び法律の定めにより誠実に協議し、円満に解決するものとする。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年〇月〇日

甲：東京都〇〇区〇-〇 〇〇ビル〇階
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

乙：東京都千代田区一番町4 ノアビル3階
スターマイン株式会社
代表取締役 宮川 雅大